

○財務省告示第百六十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年五月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年六月八日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第三百三十
号）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法

九 八
振 額 最
替 単 位
額 面 金

十 十
イ 一
発 行 日
格 競 争
札 行 争
入 札 行
国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 I
非 格 競
争 入 札
行 及 び
債 市 場
別 参 加
・ 第 II
・ 格 競
入 札 行
利 過 払
の 経 過
み

十 十
三 二
の 経 過
み

十 四
初 期
利 子

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額の金
額の整数倍の金額によるものとす

平成二十九年五月十八日

額以上金額百円につき百一円四銭
額以上金額百円につき百一円六銭

年〇・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額を加え、次の算式によ
り算出した日に金額を第二号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{59}{365}$$

平成二十九年九月二十日を支払

十 五
 償 還 期 限
 償 還 金 額
 元 利 支 支
 払 場 所
 入 札 参 加
 者
 払 込 期 日

第 二 期 以 後 の 利 子
 毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い
 て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
 利 子 を 支 払 う。
 平 成 三 十 四 年 三 月 二 十 日
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
 日 本 銀 行
 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
 平 成 二 十 九 年 五 月 十 八 日

期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
 た 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払
 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
 は、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
 下、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$